



響きあい 共に育つ 「人づくり」

生涯学習
マスコット
マナビィ



家庭教育事業 「思春期の心を育てる講座」

中学生と保護者を対象に思春期についての講座を毎年開催しています。今年は大郷中学校を会場に千畑・仙南中学校にも参加を呼びかけ、10月2日に実施しました。

講師は臨床心理士の秋山邦久先生。カウンセリングの事例を踏まえて、思春期の大切な時期を楽しく生きる方法や子どもへの接し方についてユーモアを交えて講演していただきました。



参加者の感想を紹介します

生徒「親とけんかをして、次の日にはちゃんとご飯を作ってくれることに気付きました。けんかをして子どものことを考えてくれていることがわかりました。これからは、なるべくけんかをしないように頑張りたいです」

保護者「家庭では子どもが嫌がるような会話をしていたのでこれからはユーモアを交えてやってみようと思いました」

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です
～育てよう 健やかに 変えよう みんなで～

問 ● 町教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915

土日祝日も夜7時まで 利用できます!

出張所の業務時間 **午前8時30分～午後7時**

※11月1日(火)から業務時間が変わりました。

出張所の休業日 **毎週月曜日**

(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

11月の休業日は

7月 14月 21月 28月 です。

六郷出張所 (美郷町学友館)

☎0187(84)4904 ☎0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所 (美郷町公民館)

☎0187(84)4915 ☎0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような業務を行っています

下記の証明書の発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 外国人登録証明書
- 身分証明書
- 合併証明書
- 所得証明書
- 非課税証明書

税や使用料の収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では取り扱っていません

住所に関する届出

- 転入届 ● 転出届 ● 転居届 ● 世帯主変更届
- ※役場住民生活課に届出してください。

戸籍に関する届出

- 出生届 ● 婚姻届 ● 入籍届 ● 離婚届 ● 転籍届 ● 養子縁組届 など

※役場住民生活課に届出してください。

※土日祝日または夜間にあたる場合は役場日直または宿直に届出してください。

国民年金からのお知らせ

社会保険料控除証明書は 年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。控除を受けるには「保険料の納付額を証明する書類」を添付し、年末調整または確定申告書の提出が必要です。

次の方々には、日本年金機構から「社会保険料控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際に必ずこの証明書を添付してください。

- ①平成23年1月1日～平成23年9月30日までの間に保険料を納付された方
→10月下旬～11月上旬までに送付されます
- ②平成23年10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方
→平成24年1月下旬に送付されます

家族の保険料を納付した場合も控除の対象です

家族の国民年金保険料を納付した場合も控除を受けることができます。申告の際に家族宛の証明書を併せて添付してください。

【控除証明書に関するお問い合わせ】

日本年金機構専用ダイヤル ☎0570(070)117
受付期間●11月1日(火)～平成24年3月15日(木)

扶養親族等申告書は 期限までに必ず提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象となります。(障害年金・遺族年金には課税されません。)

課税対象となる受給者には、11月上旬に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、12月1日(木)までに必ず提出してください。

平成24年分「扶養親族等申告書」送付対象者

| 年齢 | 65歳未満 | 年金額が108万円以上の方 |
|----|-------|---------------|
| | 65歳以上 | 年金額が158万円以上の方 |

この申告により翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

【国民年金に関するお問い合わせ】

町住民生活課戸籍年金班
☎0187(84)4903

介護保険事務所からのお知らせ

居宅介護福祉用具の購入費が支給されます

自宅で介護を受けている方が特定福祉用具を購入した場合、申請により購入費用の9割分が介護保険から給付されます。

【特定福祉用具】

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、
簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

【給付対象者】

要介護認定・要支援認定を受けている方
※施設入所者を除く

【給付限度額】

年度あたり10万円
※同一年度に同じ特定福祉用具を二つ以上申請することはできません。

【申請方法】

特定福祉用具を購入した後、必要書類を揃えて下記窓口に提出してください。

申請窓口●介護保険事務所

役場福祉保健課地域包括支援班

必要書類●①申請書(申請窓口で配布)

②領収書

③用具のパフレット等(写し可)

※都道府県により販売業者が指定されています。未指定の業者から購入した場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。指定業者は、介護保険事務所や担当のケアマネージャー、販売店で確認してください。

問い合わせ

介護保険事務所

保険指導班

☎0187(86)3911